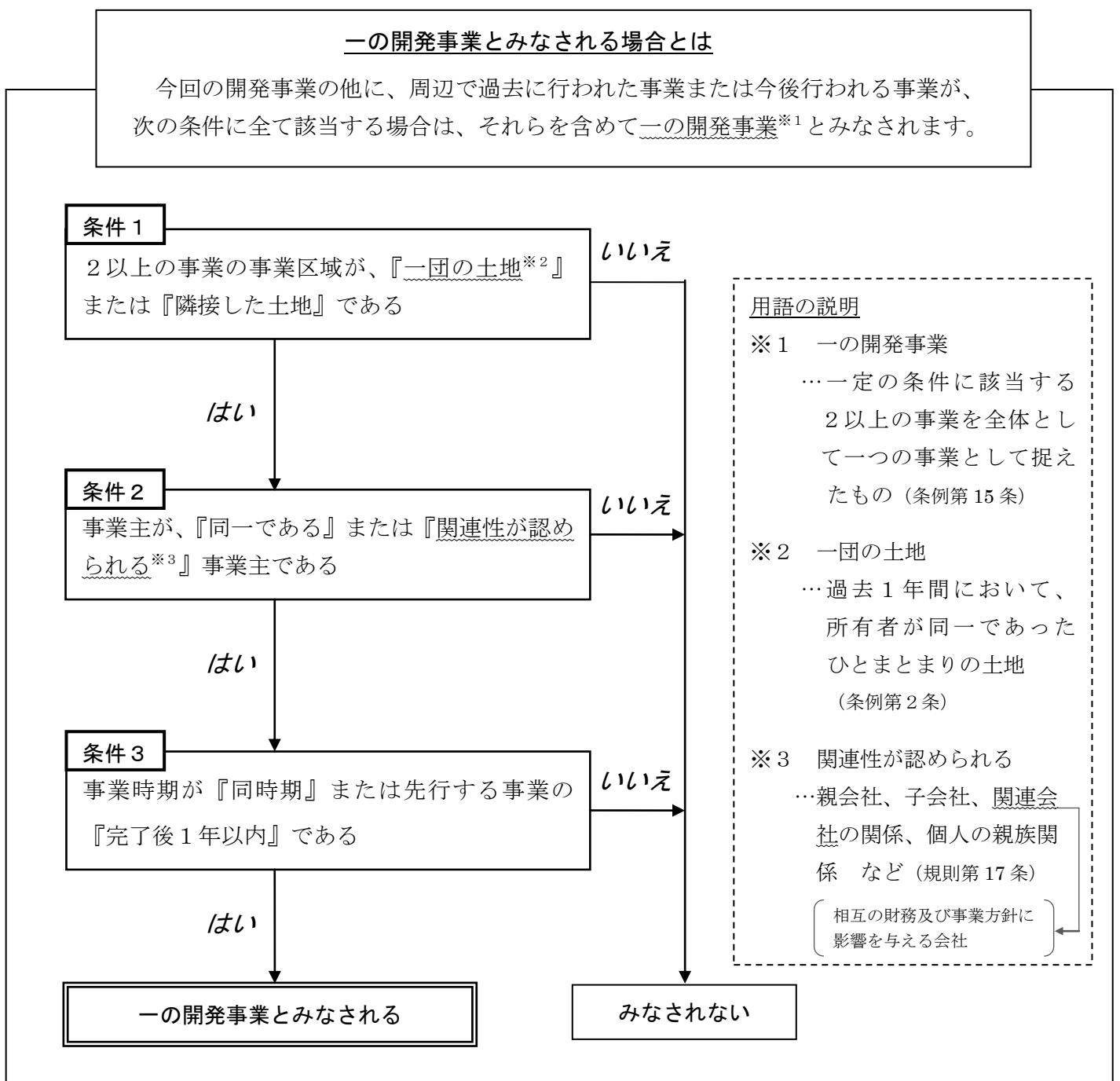


土地所有者 様
事業主 様

「事業区域周辺の土地利用に関する注意事項について」

この度、届出がなされた開発事業につきましては、周辺の土地利用によってはそれらと一体的な開発事業とみなされ、条例に基づき改めて一の開発事業としての手続や公共施設等の整備が必要となる場合があります。土地所有者、事業主の皆さまにおかれましては、下記の手順に従い、「一の開発事業とみなされる」事業に該当する事業（計画段階も含む。）がないか、相互にご確認をお願いいたします。

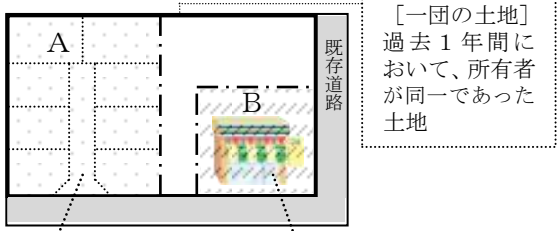
なお、該当する事業がある場合にはお早目にご相談ください。



一の開発事業とみなされる例

事例 1

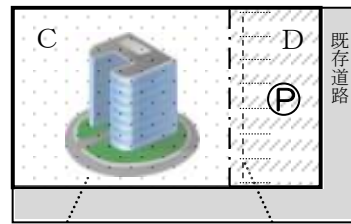
- 条件 1** 一団の土地で、
- 条件 2** 同一である事業主が、
- 条件 3** 同時期に事業を行っている等



<p>A</p> <p>事業：開発行為 事業主：X</p>	<p>B</p> <p>事業：建築行為(店舗) 事業主：X 時期：Aと同時期に協議 または事業を行っ ている</p>
--	---

事例 2

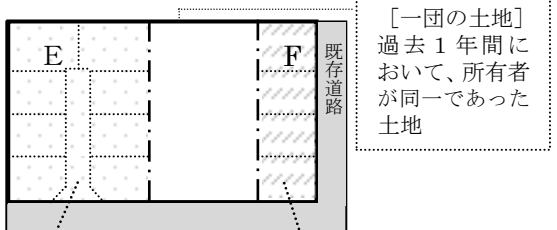
- 条件 1** 隣接した土地で、
- 条件 2** 同一である事業主が、
- 条件 3** 同時期に事業を行っている等



<p>C</p> <p>事業：建築行為(共同住宅) 事業主：Y</p>	<p>D</p> <p>事業：その他(駐車場) 事業主：Y 時期：Cと同時期に事業 を行っている</p>
--	---

事例 3

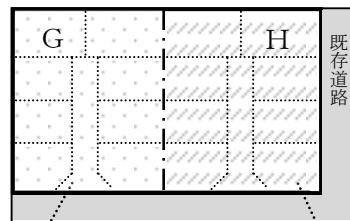
- 条件 1** 一団の土地で、
- 条件 2** 関連性が認められる事業主が、
- 条件 3** 完了後 1 年以内に事業を行っている等



<p>E</p> <p>事業：開発行為 事業主：X</p>	<p>F</p> <p>事業：敷地分割行為 事業主：x (Xの子会社) 時期：事業 E 完了後から 1 年以内に協議また は事業を行っている</p>
--	---

事例 4

- 条件 1** 隣接した土地で、
- 条件 2** 関連性が認められる事業主が、
- 条件 3** 完了後 1 年以内に事業を行っている等



<p>G</p> <p>事業：開発行為 事業主：Y</p>	<p>H</p> <p>事業：開発行為 事業主：YZ (Yの関連会社) 時期：事業 G 完了後から 1 年 以内に協議または事業 を行っている</p>
--	--

条例

(開発事業の範囲)

第 15 条 この条例の規定が適用される開発事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第 29 条の規定による許可が必要な開発行為
- (2) 区画数が 8 以上の敷地分割行為 (自己の居住の用に供する区画を除く。)
- (3) 一戸建ての住宅を除いた建築行為のうち、自己の居住の用に供する以外の用途で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 事業面積が 1,000 平方メートル以上のもの
 - イ 延床面積が 1,000 平方メートル以上のもの
 - ウ 計画戸数等が 16 以上のもの

2 前項各号に掲げる開発事業に該当しない開発事業であっても、一団の土地及び隣接した土地において、同一の事業主又は規則で定める関連性が認められる事業主が、規則で定める期間に 2 以上の規則で定める事業を行うときは、これらの事業を一の開発事業とみなし、前項の規定を適用する。ただし、市長が適当でないと認めるときは、この限りでない。